

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)				担当局	担当
令和2年 11月24 日	令和2年 12月4日	令和2年10月12日から11月1日までに、文書管理システムにおいて市長決裁が行われたことが解る一切の文書（ただし、各事務局の権限で市長決裁できる専決処分は除外する）。及び、決裁文書が存在する場合は、決裁の為に作成された一切の文書（市長との電子メール・市長に対するヒアリングなど）も併せて請求する。対象部局：こども青少年局	不存在					こども青少年局	企画部総務課